

新型コロナウイルス感染症に係る追検査の実施について

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置により、選抜（Ⅱ）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（以下「選抜（Ⅱ）等」という。）を欠席した者を対象として、追検査（新型コロナウイルス感染症に係る追検査）を実施する。

1 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の手続

(1) 対象者

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置により、選抜（Ⅱ）等を欠席した者（当該出席停止等の期間が選抜（Ⅱ）等を含むこと。）のうち、3月12日（金）の追検査を受検できない者

(2) 手続

志願者及び出身中学校長は「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に記載されている追検査の手続を行う。出身中学校長は追検査受検願（様式第20号）に、出席停止等の期間が選抜（Ⅱ）等を含むことを記載する。なお、検査当日の医師の診断書は必要ない。

志願先高等学校長は、出身中学校長から新型コロナウイルス感染症に係る追検査についての書類が提出されたときには、その内容を確認し、新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検承認（不承認）通知書（別紙様式1）を出身中学校長に交付し、県立高等学校に出願している場合は県教育委員会に、市立高等学校に出願している場合は市教育委員会に連絡する。

2 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の実施

(1) 実施期日

令和3年3月23日（火）※ 選抜（Ⅲ）と同日
（広島市立広島みらい創生高等学校は令和3年3月26日（金）に実施する。）

(2) 集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

(3) 実施場所

志願先高等学校

(4) 検査方法

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定める。

(5) 定員

若干名

3 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の取下げ

新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検願を提出した志願者が、選抜（Ⅲ）の受検を希望する場合は、新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検願を取り下げて選抜（Ⅲ）を志願することができる。

(1) 手続

新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検願を取り下げて選抜（Ⅲ）の受検を希望する者は、新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検取下げ願（別紙様式2）を記入し、この書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長へ提出する。

(2) 提出期限

3月19日（金）正午

4 その他

- ・ 志願者は入学者選抜当日の朝に必ず検温をすることとし、37.5℃以上の発熱があった場合は、当日、出身中学校又は志願先高等学校に申し出ること。出身中学校長は、志願者から申出があった場合は、速やかに志願先高等学校に連絡し、特別措置（別室受検）を申し出ること。（特別措置願は後日提出する。）
- ・ なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、今後にも必要に応じて追加的な措置を実施する場合がある。